

速報！さくらユウワ通信

フリーランス・事業者間取引適正化等法が 2024年11月1日に施行されます

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

1.法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引適正化と
- ② フリーランスの方の就業環境の整備 を図ることを目的としています。

2.法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス:業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者:フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

3.法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

○従業員を使用していない発注事業者 義務項目①

○従業員を使用している発注事業者 義務項目①、②、④、⑥

○従業員を使用しており、一定の期間以上業務委託を行う発注事業者 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦

※一定の期間とは、③は1か月、⑤、⑦は6か月。契約更新により一定の期間以上継続して行うこととなる業務委託も含む。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと 1.受領拒否 2.報酬の減額 3.返品 4.買いたたき 5.購入・利用強制 6.不当な経済上の利益の提供要請 7.不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講ずること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

【池田】

《参考》厚生労働省ホームページ(フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html